

農業は、国民に食料を供給するという極めて重要な役割を果たすとともに、地域の基幹産業として地域経済社会の維持・活性化に大きな役割を担っている。一方で、農業従事者の高齢化や後継者難、耕作放棄地の拡大等により、将来に向けてその持続的な存続が危ぶまれる状況にあり、わが国の農業は競争力向上と成長産業化を図ることが急務となっている。また、近づくTPP参加交渉を踏まえ、国際的な観点からも農業活性化策の検討も求められている。

本稿では、現在の奈良県の農業を概観するとともに、2011年3月に農林漁業・農山漁村の活性化を目的として施行された六次産業化法を踏まえ、6次産業化の動向並びに視点について探っていくこととしたい。

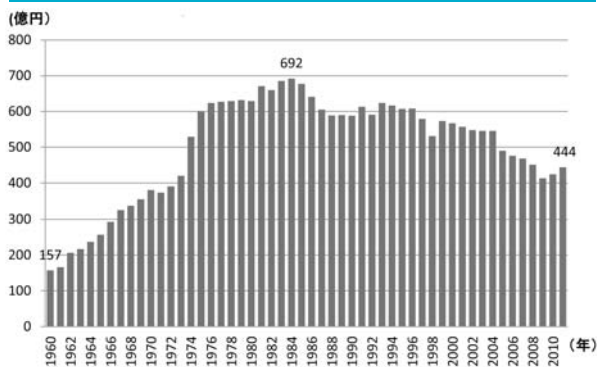
1 奈良県農業の概況

1. 農業産出額

2011年生産農業所得統計によると、奈良県の2011年農業産出額は444億円で、全国の農業産出額83,462億円の0.5%となっている。

農業産出額を時系列推移でみると、1960年に157億円だったが、戦後の経済成長に伴い、1980年代半ばまでほぼ一貫して増加し、1984年には692億円とピークを迎えた。それ以降2000年代前半位まで500~600億円程度で推移したが、2005年には500億円を割り込み、2009年には413億円まで落ち込んだ。直近の2011年は444億円までやや回復しているが、ピーク時の3分の2程度の水準となっている。

農業産出額（奈良県）



（資料：農林水産省「生産農業所得統計」）

次に、奈良県の農業産出額を農業の区分別に見てみると、田畑で作物を作る「耕種」が376億円と全体の85%を占めており、以下「畜産」が59億円の13%、「加工農産物」が9億円の2%となっている。なお、全国では「耕種」が約70%となっており、奈良県では「耕種」の占める割合の高いことがうかがえる。

奈良県農業産出額

		農業産出額 (億円)	同左構成比 (%)	全国シェア (%)	特化係数
耕種	米	115	25.9	0.6	1.17
	麦類	0	0.0	0.0	0.00
	雑穀	0	0.0	0.0	0.00
	豆類	1	0.2	0.2	0.32
	いも類	6	1.4	0.3	0.55
	野菜	112	25.2	0.5	0.99
	果実	90	20.3	1.2	2.28
	花き	38	8.6	1.1	2.12
	工芸農作物	10	2.3	0.5	0.95
	其他作物	4	0.9	0.5	0.93
計(ア)	376	84.7	0.7	1.25	
畜産	肉用牛	9	2.0	0.2	0.34
	乳用牛	29	6.5	0.4	0.72
	生乳	28	6.3	0.4	0.80
	豚	4	0.9	0.1	0.14
	鶏	15	3.4	0.2	0.36
	鶏卵	13	2.9	0.3	0.54
	其他畜産物	2	0.5	0.4	0.77
計(イ)	59	13.3	0.2	0.42	
加工農産物(ウ)	9	2.0	1.6	3.02	
合計(ア+イ+ウ)	444	100.0	0.5		

（資料：農林水産省「2011年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」）

次に、農業産出額を農産物の種類別に見てみると、最も多いのが米の115億円で全体の25.9%となっている。以下、「かき」が68億円（15.3%）、

生乳 28 億円 (6.3%)、いちご 17 億円 (3.8%)、
ほうれんそう 16 億円 (3.8%) などとなっている。

これを特化係数^{*1}で見ると、「かき」が 31.7
と突出して高く、奈良県の農業における柿のウエ
イトの高さがうかがえる。その他で、特化係数が 1
を上回ったのは、いちじく (11.1)、切り枝 (7.8)、
荒茶 (4.9)、うめ (4.2)、きく (4.2)、なす (3.4)、
ほうれんそう (3.2) などとなっており、奈良県
が大都市近郊農業に特化している姿がうかがえる。

* 1 「特化係数」とは、ある項目の構成比が全体の同項目の
構成比と比べて、その割合が高いか低いかを見る指標。こ
の係数が 1 を超える場合、その項目に特化しているとい
うことができる。

奈良県農産物産出額の順位・構成比・特化係数

順位	農産物	産出額	構成比	特化係数
		億円	%	
	農業産出額	444	100.0	1.00
1	米	115	25.9	1.17
2	かき	68	15.3	31.72
3	生乳	28	6.3	0.80
4	いちご	17	3.8	2.08
5	ほうれんそう	16	3.6	3.17
6	なす	15	3.4	3.42
7	きく	14	3.2	4.20
8	鶏卵	13	2.9	0.54
9	トマト	10	2.3	0.92
10	茶(生葉)	10	2.3	2.61
11	肉用牛	9	2.0	0.34
12	荒茶	9	2.0	4.90
13	ねぎ	8	1.8	1.13
14	ぶどう	6	1.4	1.14
15	切り枝	5	1.1	7.83
16	きゅうり	5	1.1	0.68
17	うめ	5	1.1	4.27
18	豚	4	0.9	0.14
19	日本なし	4	0.9	0.93
20	いちじく	4	0.9	11.06

(資料：農林水産省「平成 23 年生産農業所得統計」)

2. 担い手

(1) 減少する農業人口

次に、農業の担い手について見てみる。2010
年の奈良県の農業従事者^{*2}数は 42,868 人で、奈
良県人口 (1,400,728 人) の 3.1% が何らかの形で
農業に従事していることになる。1985 年の農業
従事者数は 78,680 人で、25 年間で 45.5% 減と半
数近くに減少している。一方、奈良県の農業従事
者が全国の農業従事者に占める割合をみると 0.95
% となっている。同年の国勢調査によると、奈良
県人口が全国人口 (128,057,352 人) に占める割
合は 1.09% であることから、全人口に占める農
業従事者数の割合は全国よりもやや低いことがわ
かる。同様に、農業就業人口^{*3}では 0.80%、基
幹的農業従事者^{*4}数では 0.78% となっており、
奈良県においては農業への従事割合が高い者ほど
全国に占める割合が低くなる傾向にある。

農業関連従事人口

		(単位：人、%)		
		1985年	2010年	増減率 (1985年 →2010年)
全 国	農業従事者数	9,427,734	4,536,111	△ 51.9%
	農業就業人口	5,428,438	2,605,736	△ 52.0%
	基幹的農業従事者数	3,464,641	2,051,437	△ 40.8%
奈 良 県	農業従事者数 (全国に対する割合)	78,680 (0.83%)	42,868 (0.95%)	△ 45.5%
	農業就業人口 (全国に対する割合)	44,227 (0.81%)	20,757 (0.80%)	△ 53.1%
	基幹的農業従事者数 (全国に対する割合)	20,907 (0.60%)	16,085 (0.78%)	△ 23.1%

(資料：農林水産省「農林業センサス累年統計 -農業編-」)

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況			
		農業のみ に従事	農業とその他の仕 事の両方に従事	その他の 仕事のみ に従事	仕事に 従事しな かった
主 な 状 態	主に仕事	基幹的農業従事者		農業 従事者	
	主に家事 や育児 その他	農業就業人口			

* 2 「農業従事者」とは、15 歳以上の世帯員のうち自営農業
に従事した者をいう。

* 3 「農業就業人口」とは、農業従事者 (満 15 歳以上の世帯

員のうち、自営農業に従事した者)のうち、農業のみ、もしくは兼業でも農業の従事日数の方が多い者をいう。

* 4 「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(2) 高齢化する農業従事者

農業従事者数の減少と並行して、農業従事者等の平均年齢の上昇も進んでいる。次の表は、奈良県の農業従事者等の平均年齢を示したものである。

これによると、2010年の奈良県の農業従事者の平均年齢は57.6歳で、10年前の2000年と比較して4.1歳上昇している。また、農業就業人口は68.7歳、基幹的農業従事者68.8歳となっており、それぞれ10年前よりも9.1歳、4.2歳上昇している。これらの平均年齢を全国(2010年)と比較してみると、農業従事者では0.7歳下回ったものの、農業就業人口、基幹的農業従事者ではそれぞれ約3歳上回っており、奈良県農業の高齢化が全国よりも進んでいることがうかがえる。

農業従事者等の平均年齢

		(単位:歳,%)			
		農業従事者	農業就業人口	基幹的農業従事者	農業専従者(自営農業従事日数が150日以上者)
全 国	2000年	54.4	61.1	62.2	60.3
	2010年	58.3	65.8	66.1	63.7
	2000年比	3.9	4.7	3.9	3.4
奈 良	2000年	53.5	59.6	64.6	62.7
	2010年	57.6	68.7	68.8	66.4
	2000年比	4.1	9.1	4.2	3.7
全国2010年比		△ 0.7	2.9	2.7	2.7

(資料: 農林業センサス累年統計 - 農業編 -)

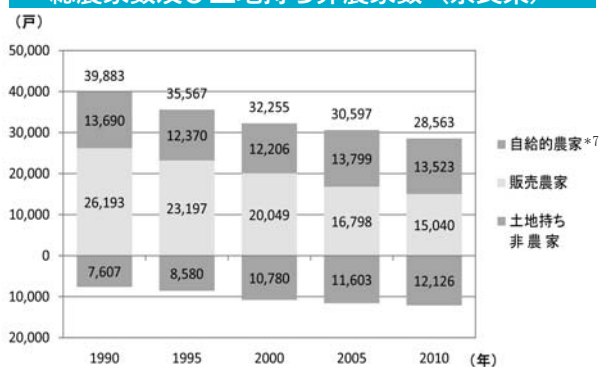
(3) 農家数も減少

農業人口の減少に伴い、農家^{*5}数の減少も進行している。1990年の奈良県の総農家数は39,883戸だったが、2010年には28,563戸と11,320戸減少、20年間で28.4%減少している。そのなかでも、販売農家^{*6}は26,163戸(1990年)→15,040戸(2010年)と42.5%も減少している。

一方、総農家数の減少と並行して土地持ち非農家^{*8}が増加している。1990年に7,607戸だった

が、2010年には12,126戸と6割近く増加している。

総農家数及び土地持ち非農家数(奈良県)



(資料: 農林水産省「農林業センサス累年統計 - 農業編 -」)

* 5 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上又は年間農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

* 6 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

* 7 「自給的農家」経営耕地面積が30a未満かつ年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

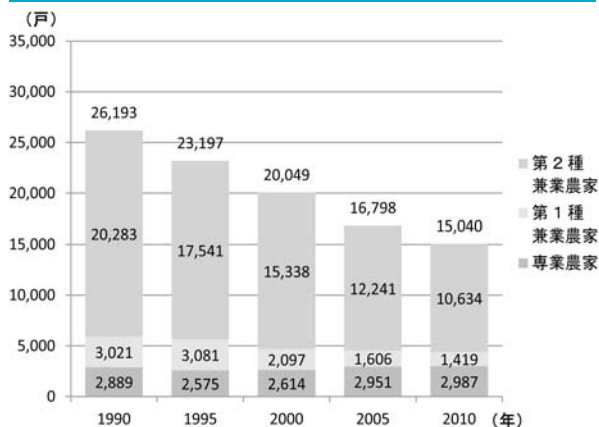
* 8 「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

(4) 兼業農家が大幅に減少

販売農家はさらに専業農家^{*9}、第1種兼業農家^{*10}、第2種兼業農家^{*11}に区分される。

2010年の奈良県の販売農家15,040戸のうち、専業農家は2,987戸、第1種兼業農家は1,419戸、第2種兼業農家は10,634戸となっている。20年前の1990年と比べてみると、専業農家はほぼ横

専業・兼業農家数(奈良県)



(資料: 農林水産省「農林業センサス累年統計 - 農業編 -」)

ばいであるのに対し、兼業農家は第1種が3,021戸(1990年)→1,419戸(2010年)、第2種が20,283戸→10,634戸(2010年)と、ともにほぼ半減しているのがわかる。

- * 9「専業農家」とは、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
- * 10「第1種兼業農家」とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家のうち農業所得を主とする兼業農家をいう。
- * 11「第2種兼業農家」とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家のうち農業所得を従とする兼業農家をいう。

(5) 農業経営の法人化は進んでいない

県内の組織形態別の農業経営体を見てみると、個人経営体が15,151経営体で、全経営体の99%と、圧倒的に多いのがわかる。近年、法人の農業分野への進出の必要性が叫ばれているが、農業経営体の法人化は進んでいない状況にある。一方、法人化している経営体では、株式会社が32、農協が29などとなっており、法人組織の経営体はごく少数となっている。

なお、農業経営体の法人化への動きは、全国ベースでも同様であるが、奈良県においては、その傾向がさらに強いものとなっている。

組織形態別経営体数 (2010年)

		奈良県		全国		
		経営体数	割合 (%)	経営体数	割合 (%)	
法人化している	農事組合法人	19	0.12	4,049	0.24	
	会社	株式会社	32	0.21	12,743	0.76
		合名・合資会社	0	0.00	127	0.01
		合同会社	0	0.00	114	0.01
	各種団体	農協	29	0.19	3,362	0.20
		森林組合	0	0.00	33	0.00
		その他の各種団体	4	0.03	674	0.04
	その他の法人	6	0.04	525	0.03	
	小計(ア)	90	0.59	21,627	1.29	
	地方公共団体・財産区(イ)	1	0.01	337	0.02	
法人化していない(ウ)	15,151	99.40	1,657,120	98.69		
個人経営体	15,151	99.18	1,643,518	97.88		
合計(ア+イ+ウ)	15,276	100.00	1,679,084	100.00		

(資料：農林水産省「農林業センサス累年統計 - 農業編-」)

3. 農地

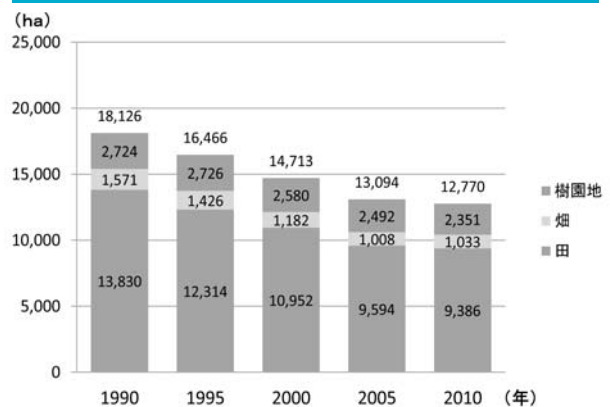
(1) 経営耕地面積が減少

2010年の奈良県総農家の経営耕地面積は15,288haで、奈良県総面積(約37万ha)の約4.1%を占めている。

一方、販売農家の経営耕地面積は12,770haで、うち田が9,386ha(販売農家の経営耕地面積の73.5%)、畑が1,033ha(同8.1%)、樹園地が2,351ha(同18.4%)となっている。

2010年の販売農家の経営耕地面積(12,770ha)を20年前の1990年(18,126ha)と比べると、3割近く減少している。

経営耕地面積推移 (奈良県販売農家)



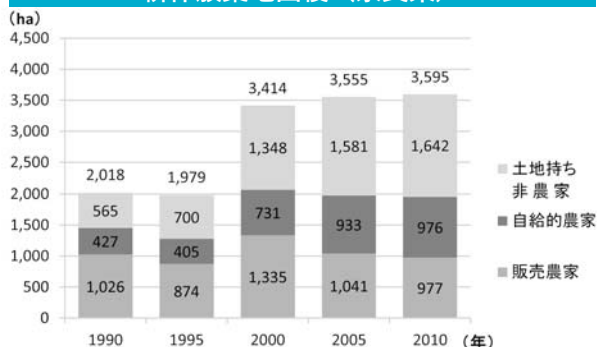
(資料：農林水産省「農林業センサス累年統計」)

(2) 耕作放棄地の増加

経営耕地面積の減少と並行して、県内では耕作放棄地が増加している。2010年の県内の耕作放棄地^{*12}3,595ha。うち、販売農家が977ha、自給農家が976ha、土地持ち非農家が1,642haとなっている。県内の耕作放棄地は1990年には、2,018haだったが、2010年にはおよそ1.8倍に膨れ上がっている。

*12「耕作放棄地」とは、以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、以後数年の間に再び耕作するはつきりとした考えのない土地をいう。

耕作放棄地面積（奈良県）



（資料：農林水産省「農林業センサス累年統計」）

（3）経営耕地の集約化は緩慢

販売農家が減少する中、農業の競争力強化のためには、分散した農地の集約化が求められている。頁下の表は、奈良県の販売農家の経営耕地面積規模別の販売農家数の推移を示したものである。

これによると、2010年は総販売農家15,040戸のうち、1ha未満が11,828戸（78.7%）と大部分が小規模農業となっている。

農地の集約化という観点から、面積別の農家戸数を1990年との比較で見ると、1ha未満では減少傾向に、1ha以上では増加傾向がみられ、緩慢ではあるが、経営耕地の集約化が進んでいることがうかがえる。

4. 農業経営体の平均所得

農業者の所得は、大きく分けて、農産物の生産・販売により得られる「農業所得」、農業者が行う「農産物加工」、農家レストラン等により得られる「農業生産関連事業所得」、これら以外の事業・兼業により得られる「農外所得」、受け取る「年金等の収入」で構成される。

2010年における全農業経営体の平均所得をみると、総所得が466万円、うち農業所得122万3千円、農業生産関連事業所得が7千円、農外所得が161万円、年金等の収入が182万円となっている。これを、農業生産関連事業に取り組む農業経営体のみでみると、総所得495万5千円、うち農業所得242万5千円、農業生産関連事業所得47万9千円、農外所得75万2千円、年金等の収入129万9千円となり、総所得に占める農業生産関連事業所得の割合は、1割を占めている。

農業経営体の平均所得

	全農業経営体		農業生産関連事業に取り組む経営体のみ	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
農業所得	1,223	26.2	2,425	48.9
農業生産関連事業所得	7	0.2	479	9.7
農外所得	1,610	34.5	752	15.2
年金等の収入	1,820	39.1	1,299	26.2
総所得	4,660	100.0	4,955	100.0

（資料：農林水産省「農業経営体調査（2010年）」）

経営耕地面積規模別販売農家数の推移

	(単位 上段:戸、下段:%)						
	0.3ha未満	0.3~1.0ha	1.0~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0ha以上	合計
1990年	234 (0.9%)	21,893 (83.6%)	3,475 (13.3%)	389 (1.5%)	202 (0.8%)	0 (0.0%)	26,193 (100.0%)
1995年	186 (0.8%)	19,215 (82.8%)	3,111 (13.4%)	398 (1.7%)	241 (1.0%)	46 (0.2%)	23,197 (100.0%)
2000年	120 (0.6%)	16,526 (82.3%)	2,685 (13.4%)	390 (1.9%)	293 (1.5%)	55 (0.3%)	20,069 (100.0%)
2005年	65 (0.4%)	13,597 (80.9%)	2,391 (14.2%)	351 (2.1%)	307 (1.8%)	87 (0.5%)	16,798 (100.0%)
2010年	69 (0.5%)	11,759 (78.2%)	2,387 (15.9%)	368 (2.4%)	324 (2.2%)	133 (0.9%)	15,040 (100.0%)

（資料：農林水産省「農林業センサス累年統計—農業編—」）

2 6次産業化の動向

少子高齢化、農村の過疎化を背景に、近年、農業の置かれた環境の厳しさが増している。奈良県においてもこれまで見てきたように、農業の担い手の減少・高齢化、農地の減少及び耕作放棄地の増加、それらに伴う農業産出額の減少など、農業の先行きの不透明感が増している。

農業は農業者にとっては生活の糧を得るための機会を提供する産業である一方、国民全体の食糧安全保障という役割を担う重要な産業でもあることは論を待たない。

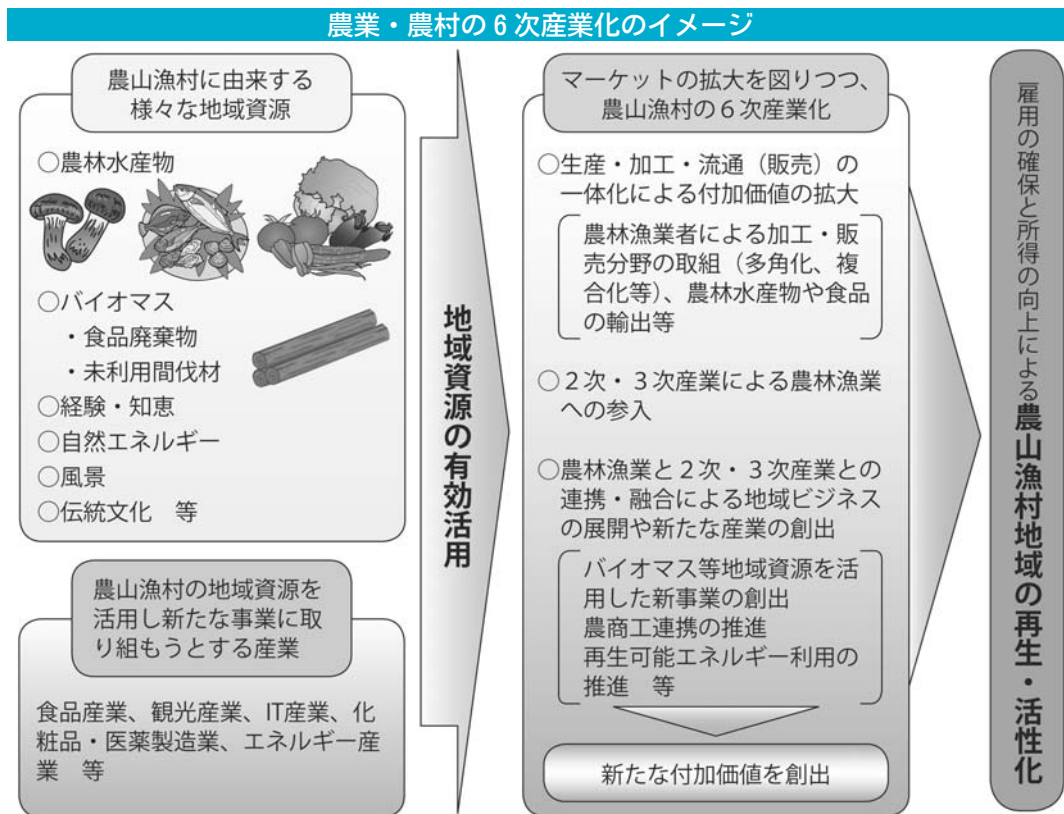
その意味において、農業など1次産業の活性化は大きな政策課題の一つにもなっている。

近年、農村の活性化を図るため、1次産業の2次産業・3次産業への進出あるいはそれらとの連

携をめざす「6次産業化政策」が進められている。農村において、十分な所得が得られる産業が育てられれば、若い担い手の雇用につながり、地域の再生と活性化をもたらす原動力にもなりうるものとして期待されている。

1. 6次産業化の考え方

6次産業とは、1次産業（農林漁業）の従事者による2次産業（製造・加工）や3次産業（卸・小売・観光）への取り組み（＝6次産業化）が新たな付加価値の創造や農林漁業・農山漁村の活性化につながるという考え方で、農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱した造語である。当初は1次産業＋2次産業＋3次産業＝6次産業と足し算で説明されていたが、①1次産業が衰退してゼロになつては6次産業化が成立しないこと、②単なる寄せ



（資料：農林水産省作成）

集めでなく有機的・総合的結合が必要なことを強調するため、1次産業×2次産業×3次産業=6次産業と掛け算で説明することに改められている。

2. 六次産業化法の趣旨

6次産業化については、平成23年3月1日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）が施行されている。

農山漁村の6次産業化は、1次産業、2次産業、3次産業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出し、地域の農林水産物の利用促進とともに、国産の農林水産物の消費拡大による地産地消等を促進して、その結果、農山漁村の雇用確保と所得向上を図ることを目的としている。

具体的には、以下のパターンがある。

○農林漁業者が生産・加工・流通（販売）を一体化し、所得を増大する。

- （例）・産地ぐるみの取組み
 ・経営の多角化、複合化
 ・農林水産物や食品の輸出 等

○農林漁業者が2次・3次産業と連携し、地域ビジネスの展開や新たな産業を創出する。

- （例）・農商工連携の推進
 ・バイオマス・エネルギーの利用
 ・再生可能エネルギー利用の推進 等

3. 6次産業化総合化事業計画に係る認定

このような取組みを行う農林漁業者が総合化事業計画を作成し、六次産業化法の認定を受ければ、次のようなメリットがある。

○農業改良資金（無利子資金）の特例適用、短期運転資金（新スーパーS資金）の活用

○認定後の事業実施についても定期的に6次産業化プランナーがフォローアップ

○新商品の開発や販路拡大の取組みに対して3分の2の補助が可能

（例）農村女性グループによる地場産野菜や果実を利用した加工品の製造、地元農産物の直売、イートイン（店で買った食料品をその店内で食べること）での提供ほか

また、以下のような6次産業化推進整備事業に対しては、資金的支援がある。

- ①農業法人等が新たに加工や販売に取組む場合に必要となる施設等の整備
- ②地産地消活動に必要な施設整備
- ③農林漁業者と食品産業事業者の連携による食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等

4. 六次産業化法と農商工等連携支援促進法の違い

六次産業化法と類似したものとして、農商工等連携支援促進法がある。農商工等連携支援促進法は、平成20年7月に施行された経済産業省による法律であるのに対し、六次産業化法は平成23年3月に施行された農林水産省による法律である。

六次産業化法の趣旨は、前述のように農林漁業者等による新事業の創出等を支援することを目的としているのに対し、農商工等連携支援促進法は、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組みを支援することを目的としており、両者の狙うところは必ずしも同じではないことに留意する必要がある。

5. 6次産業の市場規模

農産物の価格低迷等により農業所得が減少している中、農業者の所得を高め経営を安定していくためには、農業所得の増大を図っていくだけでなく、6次産業化の取組を通じた農業生産関連事業の所得を高めていく必要がある。

現行の6次産業の市場規模は、農林水産省の試算によると、約1.44兆円（2011年度、農林水産省試算）となっているが、2011年12月に策定された農林水産省の「食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、6次産業の市場規模を5年後に3兆円、10年後に10兆円に拡大させることを目標としている。

6次産業の市場規模	
事業形態	市場規模
農産物の直接販売	0.6兆円
農産物の加工	0.3兆円
農産物等の輸出	0.5兆円
観光農園、農家レストラン等の事業	0.04兆円
合計	1.44兆円

（資料：2011年度農林水産省推計）

6. 奈良県における6次産業化の取り組み状況

（1）農業生産関連事業に取り組む販売農家

奈良県においても、6次産業への取組みが徐々に進んでいるところであるが、2010年の奈良県の販売農家の農業生産関連事業への取り組み状況は、次表のとおりである。

販売農家15,040戸のうち、農業生産関連事業を行っているのは全体の約3割の4,792戸。事業種類別にみると、「消費者に直接販売」が4,656

戸（31.0%）と、農業生産関連事業を行っている農家のほとんどが取り組んでいることがわかる。一方、それ以外では、「農産物の加工」が247戸（1.6%）、「貸農園・体験農園等」が76戸（0.5%）、「観光農園」57戸（0.4%）などとなっており、取組件数は少数である。

なお、奈良県の取り組み状況を全国と比較してみると、「農業生産関連事業を行っている」で11.0ポイント、「消費者に直接販売」で11.3ポイント全国を上回るなど、取組が比較的進んでいるものといえよう。

農業生産関連事業に取り組む販売農家

(単位：戸、%)					
	奈良県		全国		
販売農家数	15,040	100.0	1,631,206	100.0	
うち					
農業生産関連事業を行っている	4,792	31.9	341,581	20.9	
事業種類別 (複数回答)	農産物の加工	247	1.6	31,854	2.0
	消費者に直接販売	4,656	31.0	320,572	19.7
	貸農園・体験農園等	76	0.5	5,177	0.3
	観光農園	57	0.4	8,111	0.5
	農家民宿	8	0.1	1,918	0.1
	農家レストラン	6	0.0	989	0.1
	海外への輸出	1	0.0	335	0.0
	その他	21	0.1	2,870	0.2
農業生産関連事業を行っていない	10,248	68.1	1,289,625	79.1	

（資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」）

（2）総合化事業計画の認定状況

全国の地域別の総合化事業計画の認定状況は次表のとおりである。2012年度末の計画認定数は、全国では1,298件で、地域別では、近畿が235件と最多で、以下、九州218件、関東207件、東北190件などが続いている。

農業経営体に占める割合で見ると、認定が始まってからまだ2年と日が浅いためか、全国ベースでは0.08%と取組経営体はごくわずかである。

地域別では、沖縄 0.27%、北海道 0.17%、近畿 0.15%が他地域を大きく上回っている。奈良県も 0.17%と、全国と比較して取組割合が高い水準にあるものといえよう。

総合化事業計画の地域別認定状況 (2013.3.29 現在)

(単位:件、経営体、%)

	事業計画 認定件数	農業経営体数 (a)	(a)に対する 認定割合
北海道	81	46,549	0.17
東北	190	313,415	0.06
北陸	63	128,906	0.05
関東	207	361,791	0.06
東海	123	155,995	0.08
近畿	235	155,482	0.15
(うち 奈良県)	26	15,276	0.17
中国四国	139	255,099	0.05
九州	218	246,027	0.09
沖縄	42	15,820	0.27
全国	1,298	1,679,084	0.08

(農林水産省HPより当研究所にて作成)

3 6次産業化の活性化への視点

これまで見てきたように、農業等の6次産業化への取組は現在のところ一部に限定されており、今後の展開に期待される部分大きい。

今後、6次産業化の取組を軌道に乗せ、活性化させていくための方策を考えるにあたって、6次産業化法における総合化事業計画を踏まえつつ、以下にその視点について考察してみることにする。

1. 地域的広がり

取組みが概して個別・単独の対応が中心であり、農村経済の有機的連関・多角化の視点が不足している点が挙げられよう。

計画では共同申請者や促進事業者を設定できるが、ほとんどが単独申請であり、促進事業者の利用も全体の1割程度しかない(奈良県は26件中、共同申請が2件、促進事業者が3件)のが実情である。事業の大半は加工ないしその直売を目指し

ているが、果たして単独で魅力的な商品開発や十分な販路確保が可能かという懸念がある。

6次産業化を通じて農業者が新規の分野にチャレンジしていくことは大きな意義があり、農業者が創意工夫により立派な成果を挙げる事例も存在する。しかし、こんにちの食を取り巻く環境からすると、単独で新規に6次産業化を成功させるハードルは相当高いといえる。

わが国の食の市場は縮小傾向が続いており、消費者の価格志向、簡便化等のニーズは根強いものがある。川下に位置する大手企業等は、こうした消費者の「意向」に対応する形で、PB商品の投入や農業参入等、川上部門への関与や組織化を進めている。また「オーバー・ストア」とよばれる状態の下で、大手主導による食品スーパーの再編やコンビニ等による地域密着を高め「小商圏」を掘り起こす等の動きも加速している。

いわば川下企業が主導する6次産業化の領域が一層拡大するなかで、地域サイドの6次産業化は明確な戦略なしには中途半端なものに終わるリスクが大きいのではないだろうか。地域の6次産業化では、連携をしっかりと組み、「大手企業が手掛けない、手掛けることができない」ような需要創出を目指していくのが基本戦略になると考える。

2. 長期的視野

事業計画の時間軸の問題である。6次産業化の成功事例をみると、20~30年といった息の長い取組が多いといわれる。これに対して、現行の事業計画の認定要件では、計画期間は「5年以内」を求めている。

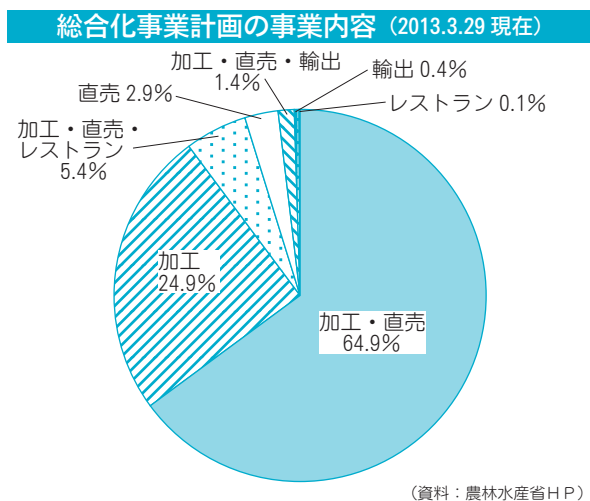
日本政策金融公庫の「農業の6次産業化に関する調査」(2011年12月)によると、農業者が6次産業化に取り組んだ年数は平均13.5年、黒字

化までは平均4.1年という結果だった。

調査対象となった先は、公庫の融資先で（都道府県ごとにおおむね5か所合計297先<法人254、個人43>、回答率55.6%）相当以前から6次産業化に取り組んでおり、またおそらく優良先が多いとみられること等から、4年近くで黒字化できたものと推測できる。しかし、これから6次産業化に取り組むようなところでは、計画通りに進捗しないケースが多いと予想されるだけに、当初計画を柔軟に修正しつつ長期的目標をサポートする対応が求められてこよう。

3. 事業内容の多様性

次のグラフは2013年3月末の総合化事業計画の事業内容の割合を示したものであるが、「加工・直売」「加工」「加工・直売・レストラン」「加工・直売・輸出」を合わせると96.6%と、総合化事業計画の内容が加工に偏っている。



これは事業認定が施設整備に対する補助事業等とリンクしている点が大いなのでないかと考えられる。農業センサス・ベースの6次産業化と比較しても、事業計画では観光農園、体験・交流、農家民宿といったサービス部門への進出は微弱であ

る（前出「[2](#)」6(1)) 農業生産関連事業に取り組む販売農家」を参照)。

6次産業化（総合化）を「 $1 \times 2 \times 3 = 6$ 次産業」と固定的に捉える必要はなく、それぞれの地域資源を活用する形で、文化、環境・資源保全、教育、雇用創出等、もっと多様な目的を持った経営モデルがあった方がよい。6次産業化の範囲を広く柔軟に捉えていく発想が求められる。

農産物に限らず、日本のような成熟した人口減少社会では、モノの供給増に比例して欲望が開発されることはまずない。既に消費のあり方が「モノからコトへ」シフトし、文脈に依存する傾向が上昇していることを踏まえ、単なるモノを超えた（またその背後にある）地域社会の個性や関係性、歴史等の非物質的な価値を6次産業化に織り込んでいく発想力をもっと鍛える必要がある。

これは地域の6次産業化の基本戦略である「大手と戦わない、大手が手掛けない」戦略と方向性で一致する。

4. 女性の参画

6次産業活性化の観点からは、女性の参画が現状はまだ少ないということも大きな問題である。2012年10月末時点で、1,081件の事業認定のうち「女性が代表を務める」ものは76件にとどまっており、「男性中心の6次産業化」の色彩が濃い。

6次産業は基本的には男性よりも女性をターゲットとする方が多いと思われ、これまで十分に活用されてこなかった女性が持つ知識・ノウハウ、コミュニケーション能力等が非常に大きな役割を持つといえ、女性が6次産業化に参加しやすい仕組みを地域全体で構築していく必要があろう。

(井阪英夫)